

## 平成29年門真市教育委員会第2回定例会

開催日時 平成29年2月24日（金） 午後2時

開催場所 本館2階 大会議室

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第3号 臨時代理による事務処理の承認について  
(平成28年度教育費等補正予算の見積り申出について)
- 日程第4 議案第6号 門真市附属機関に関する条例の一部改正の申出について
- 日程第5 議案第7号 門真市立保育所条例等の一部改正の申出について
- 日程第6 議案第8号 門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の  
任用、勤務条件等に関する条例の一部改正の申出について
- 日程第7 議案第9号 門真市立旧第六中学校運動広場条例の一部改正の申出につ  
いて
- 日程第8 議案第10号 平成28年度教育費等補正予算の見積り申出について
- 日程第9 議案第11号 平成29年度教育費等当初予算の見積り申出について
- 日程第10 諸報告

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10まで

### 出席委員

教育長	久木元 秀平
教育長職務代理者	長澤 信之
委員	桜井 智恵子
委員	土川 好子
委員	高橋 元

### 事務局出席職員

教育次長	森本 訓史
学校教育部長	満永 誠一
学校教育部次長	山口 勘治郎
学校教育部教育総務課長	西岡 慈敏

学校教育部学校教育課長	三村 泰久
学校教育部学校教育課参事	高山 拓也
学校教育部学校教育課参事 兼教育センター長	杉井 信夫
生涯学習部長	柴田 昌彦
生涯学習部次長	岡 一十志
生涯学習部生涯学習課長	牧菌 友広
生涯学習部スポーツ振興課長	十河 大輔
生涯学習部図書館長	西中 敏美
こども未来部長	内田 勇
こども未来部次長	南野 晃久
こども未来部こども政策課長	山 敬史
こども未来部子育て支援課長	三宅 聖子
こども未来部保育幼稚園課長	花城 勉
こども未来部 こども発達支援センター長	宮下 勝仁

久木元教育長                      開会宣告                      午後 2 時

日程第 1                              会議録署名委員の指名

久木元教育長より 高橋 元 委員を指名

日程第 2                              会期の決定

本日 1 日と決定

日程第 3                              承認第 3 号 臨時代理による事務処理の承認について

(平成28年度教育費等補正予算の見積り申出について)

説明者 西岡教育総務課長

議案書 1 ページをご覧ください。

今回の補正は、(仮称)市立南認定こども園整備工事に係る入札

の実施にあたり、予算計上内容に誤りが判明したこと、また、30年4月の開園に向け、早期の入札の実施が必要でありましたことから、門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、平成28年度教育費等補正予算の見積り申出に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

まず、歳出より御説明申し上げます。

議案書2ページをご覧ください。

款：民生費・項：児童福祉費3億8,675万2千円の減額は、(仮称)市立南認定こども園園舎整備工事の入札の実施にあたり、債務負担行為での予算措置が必要でありましたことから、工事費の減額分を計上いたしましたものでございます。

次に、歳入でございますが、款：繰入金・項：基金繰入金の3,865万2千円の減額、及び「款：市債 項：市債」3億4,810万円の減額は、(仮称)市立南認定こども園園舎整備工事費の減額に伴い、それぞれ減額分を計上いたしましたものでございます。

次に債務負担行為の変更であります。

議案書3ページをご覧ください。

(仮称)市立南認定こども園整備事業(2)につきまして、限度額を5億9,747万9千円から9億8,423万1千円に変更いたしましたものでございます。

最後に地方債補正の変更であります。

議案書4ページをご覧ください。

社会福祉施設等整備分につきまして、限度額を4億630万円から5,820万円に変更いたしましたものでございます。

[全委員異議なく、承認]

#### 日程第4

議案第6号 門真市附属機関に関する条例の一部改正の申出について

説明者 西岡教育総務課長

本件につきましては、29年4月1日付け機構改革に伴い、所要の改正を行うとともに、附属機関の名称の変更を行うものであります。

議案書 6 ページからをご覧ください。

改正内容といたしましては、別表に定める教育委員会の附属機関において、まず、「門真市英語教育活動事業委託事業者選定委員会」とあるのを「門真市英語教育活動事業派遣事業者選定委員会」に名称を変更しております。次に、「門真市子ども・子育て会議」、「門真市放課後児童クラブ運営事業委託事業者選定委員会」及び「門真市児童福祉審議会」につきましては、29年4月1日付け機構改革に伴い、市長の附属機関となることから削除するものであります。

なお、附則第1項として、この条例は、29年4月1日から施行するものとし、附則第2項として、本条例の改正に伴い、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正として、別表の「英語教育活動事業委託事業者選定委員会委員」とあるのを「英語教育活動事業派遣事業者選定委員会委員」に名称を変更するものであります。

[全委員異議なく、可決]

## 日程第 5

議案第 7 号 門真市立保育所条例等の一部改正の申出について  
説明者 西岡教育総務課長

本件につきましては、29年4月1日付け機構改革等に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案書 9 ページからをお願いいたします。

今回改正いたします条例につきましては、

第 1 条に「門真市立保育所条例」

第 2 条に「門真市立放課後児童クラブ条例」

第 3 条に「門真市民文化会館条例」

第 4 条に「門真市立市民交流会館条例」

第 5 条に「門真市文化芸術振興条例」

第 6 条に「門真放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」

第 7 条に「門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」

の計7条例であります。

主な改正内容といたしましては、29年4月1日付け機構改革に伴い、教育委員会の権限であるものが市長の権限になるものに対し、「教育委員会規則」とあるのを「規則」に、「教育委員会」とあるのを「市長」に変更するものであります。

なお、附則としまして、この条例は29年4月1日から施行するものです。

[全委員異議なく、可決]

## 日程第6

議案第8号 門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担  
教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正の  
申出について

説明者 高山学校教育課参事

議案書21ページからでございます。

本件につきましては、大阪府の臨時的任用職員の給料の改定に伴い、任期付市費負担教員の給料の改定を行うため、「門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件に関する条例」を改正しようとするものでございます。

任期付市費負担教員の給料、諸手当などの待遇につきましては、大阪府が費用を負担する常勤講師に準じた内容で本市においては定めておりますが、大阪府の職員給与が民間給与を平均0.28%、額にして1,075円上回っていることから、29年1月1日に大阪府の給料表が引き下げられたことに伴い、任期付教員につきましても、それに準じた給料表に改正するものであります。

附則といたしまして、本条例は29年4月1日から施行するものでございます。

[全委員異議なく、可決]

## 日程第7

議案第9号 門真市立旧第六中学校運動広場条例の一部改正の申  
出について

説明者 十河スポーツ振興課長

議案書27ページをご覧ください。

本議案につきましては、門真市立旧第六中学校運動広場体育館の廃止に伴い、所要の改正を行うにつき、本条例の一部を改正するものでございます。

議案書28ページからの新旧対照表をご覧ください。

改正内容といたしましては、条例本文中の「体育館」という文言を削除するとともに、残る「グラウンド」の位置づけを条例名である運動広場とすることに伴い、同じく「グラウンド」の文言を削除または「運動広場」と置換えるものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項において施行日を29年10月1日とし、第2項において、体育館の使用に係る使用料の納付及び還付、原状回復並びに損害賠償に関する経過措置を規定するものでございます。

[全委員異議なく、可決]

## 日程第8

議案第10号 平成28年度教育費等補正予算の見積り申出について  
説明者 西岡教育総務課長

まず、歳出からご説明いたします。  
議案書32ページからをご覧ください。

款：総務費・項：総務管理費・目：文化芸術振興費1,425万6千円の減額は、市民文化会館に係る、バリアフリー化等を含めた施設改修の総合的な見直しに伴い、減額するものであります。

次に、款：民生費・項：児童福祉費・目：児童福祉総務費506万9千円の追加は、つどいの広場運営事業、子ども・子育てサービス利用者支援事業及び放課後児童クラブ運営事業の27年度の実績報告に基づく額の確定により、国庫補助金の返還金を計上しております。

次に、目：保育園費762万1千円の減額は、浜町保育園の耐震補強工事内容の見直しによる実施設計業務委託料の減額分、浜町保育園、上野口保育園の耐震診断業務委託料の確定に伴う減額分及び上野口保育園の耐震補強工事に係る実施設計業務委託料の確定

に伴う減額分を計上しております。

次に、款：教育費・項：幼稚園費・目：幼稚園管理費11万5千円の追加は、公立幼稚園の時間外教育の27年度実績報告に基づく額の確定により、国庫補助金の返還金を計上しております。

次に、款：教育費・項：保健体育費・目：体育施設費1,826万4千円の減額は、(仮称)市立総合体育館建設事業における備品購入費の確定に伴い減額するものであります。

次に、歳入についてであります。

議案書31ページをご覧ください。

款：国庫支出金・項：国庫補助金・目：教育費国庫補助金6,840万1千円の減額は、総合体育館建設工事費等に係る補助金の確定に伴い、減額するものであります。

次に、款：繰入金・項：基金繰入金・目：文化芸術振興基金繰入金365万6千円の減額は、市民文化会館に係る、バリアフリー化等を含めた施設改修の総合的な見直しに伴うものであります。

次に、目：まちづくり整備基金繰入金1,826万3千円の減額は、当該基金を総合体育館の備品購入費に全額充当しておりましたことから、確定後の1,826万4千円を減額するものの、国庫補助金の減額分を市債で賄うにつき、端数である千円を基金により対応する必要があることから、その分を差し引いた額を減額するものであります。

次に、款：市債・項：市債・目：総務債1,060万円の減額は、市民文化会館に係る、バリアフリー化等を含めた施設改修の総合的な見直しに伴うものであります。

次に、目：民生債・580万円の減額は、上野口保育園耐震補強工事実施設計業務について、より有利な起債への振り替えを行うため、公共施設等耐震化事業債の限度額700万円を廃止し、緊急防災・減災事業債の限度額を120万円追加しております。

次に、目：教育債6,840万円の増額は、総合体育館建設工事費等に係る国庫補助金減額に伴い、市債により賄う必要があるため、増額するものであります。

次に、繰越明許費についてであります。

議案書35ページをご覧ください。

款：民生費・項：児童福祉費129万9千円の繰越は、上野口保育園耐震補強工事に係る事業完了に日数を要したため、29年度に事業を繰り越すものであります。

次に、款：教育費・項：保健体育費7,065万8千円の繰越は、購入した総合体育館備品等について、当初は29年3月末に納品を予定しておりましたが、工事検査等のスケジュールにより施設の引渡し日が3月末日となり、年度内にすべての備品等を搬入することが困難になったことから、29年度に事業を繰り越すものであります。

次に、地方債の変更及び廃止であります。

議案書36ページをご覧ください。

まず、公共施設整備事業債1,060万円の減額は、市民文化会館に係る、バリアフリー化等を含めた施設改修の総合的な見直しに伴うものであります。

次に、住宅市街地総合整備事業債6,840万円の増額は、総合体育館建設工事費等に係る国庫補助金減額に伴うものであります。

次に、緊急防災・減災事業債120万円を増額及び公共施設等耐震化事業債700万円の廃止は、公立保育所運営事業のより有利な起債への振り替えを行うためのものであります。

[全委員異議なく、可決]

## 日程第9

議案第11号 平成29年度教育費等当初予算の見積り申出について  
説明者 満永学校教育部長、柴田生涯学習部長、内田こども未来部長

説明者 満永学校教育部長

29年度予算は、生産年齢人口の減少と高齢化率の高まりが見込まれる中で、子育て世帯の流入を促すとともに、流出を防ぐこと等が、喫緊の課題であり、それらへの対応を図るため、地域に根ざした子育て、教育施策の充実に向けた予算でございます。

まず、教育関係予算の歳出についての概略につきまして、ご説明いたします。29年度当初予算は（仮称）市立総合体育館建設事業等の完了により、対前年度22億3,674万6千円減ではあるものの138億5,388万2千円となっており、引き続き、教育予算に重点をおいた予算編成となっております。

また、歳入につきましては、教育費国庫補助金等の減額により、対前年度25億6,500万1千円減の69億3,552万8千円となっております。



ます。

次に、教育費等における各部の歳出予算額についてであります。学校教育部では、28年度に、沖小学校校舎等大規模改造及び門真小学校プール建替事業が完了したこと等に伴い、対前年度11億4,030万9千円減の23億2,400万3千円となっております。

生涯学習部では、(仮称)市立総合体育館建設工事が完了したことに伴い、対前年度28億8,025万円減の10億3,893万3千円となっております。

こども未来部では、こども医療助成事業、幼児教育・保育の無償化及び公立認定こども園整備事業等に伴い、対前年度17億8,381万3千円増の104億9,094万6千円となっております。

それでは、29年度の教育費等当初予算の内容につきまして、学校教育部関係からご説明申し上げます。

議案書40ページの歳出をお願いいたします。

1. 教育総務費に関しまして、(1) 教育委員会費は、委員会定例会等を運営する事業となっております。

次に、(2) 事務局費は、教育振興基本計画に基づく、教育のあり方を調査審議するための魅力ある門真の教育づくり事業、栄養士の非常勤嘱託職員5人分、給食調理員や校務員の病休等代替配置事業、及び学校事務OA化事業に対する事業費を計上しております。

次に、(3) 教育振興費は、児童、生徒の学力向上を目指して展開するための様々な経費となっており、わかる授業の推進としまして、学力調査推進事業・きめ細かな指導を実現する35人学級事業などを挙げております。

また、自ら学ぶ力の育成としまして、児童・生徒の読書の機会を増やすため、学校図書館司書配置事業におきましては、市内全小中学校に学校図書館司書を配置してまいります。また、引き続き中学生放課後学習支援Kadoma塾事業などを計上しております。

次に、(4) 人権教育推進費は、進路選択に関する指導助言および自立支援通訳の派遣を行うための事業費など人権教育にかかる様々な経費となっております。

次に、(5) 教育センター費は、適応指導教室運営事業、教職員研修事業が主な事業となっております。

次に、2. 小学校費 (1) 学校管理費は、小学校運営に関する学校園の予算配当事業、学校施設営繕事業、給食運営事業及び小

学校施設整備事業などが主な事業となっております。

給食運営事業としては、沖小学校の給食棟の空調整備工事を行うとともに、二島小学校の給食棟の空調整備の実施設計の実施を予定しております。

次に、3. 中学校費（1）学校管理費につきましては、概ね小学校費と同様の事業となっております。

次に、（2）学校建設費につきましては、門真はすはな中学校施設建設費の割賦払金となっております。

次に、4. 保健体育費（1）保健体育総務費につきましては、給食運営事業、学校保健事業、健康診断事業などが主な事業となっております。

次に、歳入についてであります。

議案書38ページをお願いいたします。

3. 教育費負担金は、日本スポーツ振興センターが実施する「学童災害共済制度」に加入する負担金のうち保護者負担分となっております。

次に、6. 教育使用料は、教育センター使用料が主な項目となっております。

次に、11. 教育費国庫補助金は、理科教育等設備整備費をはじめ、修学旅行費、医療費及び特別支援教育就学奨励費等の補助金が主な項目となっております。

次に、議案書39ページをお願いいたします。

16. 教育費府補助金は、総合相談事業交付金をはじめ、市町村医療的ケア体制整備推進事業、スクール・エンパワーメント推進事業、帰国渡日児童生徒受入体制整備支援事業の補助金等となっております。

次に、20. 教育振興基金繰入金は、きめ細かな指導を実現する35人学級事業等に充てるものでございます。

次に、21. 日本スポーツ振興センター医療費貸付金元利収入は、同貸付金の戻入金でございます。

次に、22. 学校給食用物資購入運転資金貸付金元利収入は、同貸付金の戻入金でございます。

次に、23. 雑入は、給食用廃油売却代金、賠償保険金、及び給食棟設備等使用料でございます。

次に、26. 教育債は、支援教室等整備事業、沖小学校及び二島小学校給食棟空調整備事業に充てるものでございます。

次に、債務負担行為についてであります。

議案書46ページをお願いいたします。

英語教育活動派遣業務委託（5）29年度から30年度まで、学校給食調理業務委託（19）につきましては、29年度から32年度までの事業として、それぞれ限度額を定めるものでございます。

以上が、学校教育部所管の歳入・歳出当初予算となっております

説明者 柴田生涯学習部長

続きまして、生涯学習部関係につきまして、歳出からご説明申し上げます。

議案書42ページをお願いいたします。

総務費、1. 総務管理費に関しまして（1）文化芸術振興費は、国際交流推進事業及び市民文化会館・市民交流会館の指定管理料等の運営事業費でございます。

教育費、1. 社会教育費に関しまして（1）社会教育総務費は、社会教育振興事業をはじめ文化施設予約システム業務委託料や歴史資料館の運営経費、歴史遺産整備事業などを計上しております。

（2）青少年費は、子どもの安全見守り事業をはじめ、学校支援地域本部事業、成人祭、青少年の主張、まなび舎 kids、自学自習室サタスタ、めざせ世界へはばたけ事業等を計上しております。

（3）社会教育施設費は、市立文化会館の指定管理料等を、（4）公民館費は、公民館の指定管理料等でございます。

（5）図書館費は、図書館と図書館分館の管理・運営経費、読み聞かせやブックスタートの事業費、「第2次子ども読書活動推進計画」に基づく、学校等読書活動支援事業費を計上しております。

（6）市民プラザ費は、市民プラザの指定管理料と生涯学習センターPC機器等借上料に関する経費でございます。

43ページをお願いいたします。2. 保健体育費に関しまして

（1）保健体育総務費は、校区体育祭補助事業費、学校体育施設開放事業費、東和薬品 RACTAB プール補助事業費、スポーツレクレーション大会事業費を計上しております。

（2）体育施設費は、旧第六中学校運動広場や旧北小学校体育施設の運営管理、テニスコート・青少年運動広場の指定管理料などの社会体育施設の管理運営経費、スポーツ施設予約システムの保守・運用経費のほか、新たに市立総合体育館の指定管理料やオ

ーピングイベント事業などの管理運営経費を計上しております。

(3) 市民プラザ費につきましては、市民プラザ体育館、市民プラザグラウンド用の備品等の経費を計上しております。

なお、28年度予算では、市立総合体育館の建設事業費が計上されており、総額約39億でありましたが、建設が完了することから、29年度は、その経費が減額され総額約10億となり、対前年比約25%となっております。

次に歳入についてであります。議案書38ページをお願いします。

4. 総務使用料は、市民文化会館レストラン等使用料となっております。

6. 教育使用料は、学校施設設備使用料、旧第六中学校運動広場使用料及び行政財産目的外使用料となっております。

9. 総務費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金としまして、市民文化会館（ルミエールホール）の大規模改修工事基本設計・実施設計業務委託の財源となっております。

11. 教育費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金としまして、市民プラザエレベータ耐震化工事の財源となっております。

15. 民生費府補助金は、子ども・子育て支援交付金としまして、ブックスタート事業の財源となっております。

39ページをお願いします。

16. 教育費府補助金は、「めざせ世界へはばたけ事業」に充てる地域福祉・子育て支援交付金、教育コミュニティづくり推進事業費、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業でございます。

17. 文化芸術振興基金繰入金は、市民文化会館（ルミエールホール）の大規模改修工事基本設計・実施設計業務委託、修繕、備品購入や門真の第九事業交付金に充てるものでございます。

20. 教育振興基金繰入金は、その一部が「めざせ世界へはばたけ事業」に充てる財源となっております。

23. 雑入は、東和薬品 RACTAB ドームプール入場券売払代金及びスポレク大会並びに総合体育館備品に対する、TOTOからの助成金としてのスポーツ振興くじ助成金などが主な内容となっております。

24. 総務債につきましては、公共施設整備事業債としまして、市民文化会館（ルミエールホール）の大規模改修工事基本設計・実施設計業務委託の財源となっております。

続きまして、議案書46ページの債務負担行為でございます。

海外派遣研修業務委託は、英語プレゼンテーションコンテストの成績優秀者の海外研修に伴う経費でございます。

以上が、生涯学習部所管の歳入・歳出当初予算となっております。

説明者 内田こども未来部長

続きまして、こども未来部所管の予算をご説明申し上げます。

議案書44ページの歳出より、ご説明いたします。

民生費のうち、1. 社会福祉費では、(1) 社会福祉総務費において、職員人件費を、(2) ひとり親家庭医療助成費において、ひとり親家庭に対する医療費の一部助成に伴う費用を計上いたしております。

次に、2. 児童福祉費のうち、(1) 児童福祉総務費では、特別児童扶養手当等の国制度に基づく各種手当の支給にかかる費用のほか、なかよし広場・放課後児童クラブに係る運営費用、また、家庭児童相談センターに関連する費用等を計上しております。

(2) 児童措置費では、民間保育所入所にかかる委託費用のほか、子ども・子育て支援新制度による施設型給付事務及び子ども・子育て支援事業計画に基づく保育定員拡充事業にかかる経費等を計上しております。なお、施設型給付事務には、29年度に新たに実施予定の、幼児教育・保育・療育の5歳児無償化に要する費用が含まれております。

次に(3) 保育園費では、公立保育所3園の運営にかかる費用のほか、浜町保育園の耐震化に向けた費用等を計上いたしております。

(4) 児童通園施設費では、30年4月開設予定の公立の認定こども園の整備にかかる費用、並びに、こども発達支援センターの運営にかかる費用を、次の(5) こども医療助成費では、これまで入院が中学3年生まで、通院が小学6年生までを対象とした医療費助成を、入院・通院ともに高校3年生、18歳までに拡充する費用を含め計上いたしております。

続きまして、議案書45ページをお願いいたします。

衛生費、1. 保健衛生費 (1) 保健衛生総務費は入院養育を必要とする未熟児に対して必要な医療費の給付を行うものであります。

次に、教育費、1. 教育総務費、(1) 事務局費では、幼児教育推進事業として、幼稚園・保育園等における共通カリキュラムを策定するための費用を、(2) 人権教育推進費では、職員の研修等に係る費用を計上いたしております。

次に、2. 幼稚園費、(1) 幼稚園管理費では、公立幼稚園2園の運営にかかる費用のほか、幼稚園施設整備事業として大和田幼稚園遊戯室の空調設備設置にかかる費用等を、次の(2) 教育振興費では、私立幼稚園児保護者補助及び就園奨励費補助に要する費用を計上いたしております。

なお、幼児教育・保育・療育の5歳児無償化に伴い、保護者補助金については前年度に比し減額し、就園奨励費補助金については増額としております。

続きまして、歳入についてであります。議案書38ページをお願いいたします。

1. 民生費負担金では、保育所入所の個人負担金等を、2. 衛生費負担金では、未熟児の養育医療負担金を計上いたしております。

次に、5. 民生使用料は、放課後児童クラブ並びにこども発達支援センターの使用料等であり、6. 教育使用料のうち幼稚園使用料は、幼稚園及び通園バスの使用料であります。

なお、只今申し上げました民生費負担金、民生使用料、教育使用料においては、5歳児無償化に伴い、保育所個人負担金等について、前年度に比し減額としております。

次に、7. 民生費国庫負担金では、認定こども園等に対する、子どものための教育・保育給付費負担金等を、8. 衛生費国庫負担金では、未熟児養育医療給付負担金を計上いたしております。

次に、10. 民生費国庫補助金では、子ども・子育て支援交付金等を、11. 教育費国庫補助金では、私立幼稚園就園奨励費補助金等を、12. 民生費委託金では、特別児童扶養手当にかかる事務取扱交付金を計上いたしております。

13. 民生費府負担金は、認定こども園等に対する負担金等であり、14. 衛生費府負担金は、未熟児養育医療給付にかかる負担金、15. 民生費府補助金は、安心こども基金特別対策事業費補助金のほか、乳幼児医療助成費補助金等であります。

次に、議案書39ページをお願いいたします。

16. 教育費府補助金では、子ども・子育て支援交付金を計上し、

18. 福祉推進基金繰入金、及び、19. まちづくり整備基金繰入金については、公立の認定こども園の整備に充てるものであります。

23. 雑入では、こども発達支援センターにかかる障がい児通所給付費のほか、保育所主食負担金等を計上しております。

次に、25. 民生債は、民間保育所等整備事業、及び、公立の認定こども園整備事業、並びに、浜町保育園の耐震化にかかる財源の一部として、また、26. 教育債では、大和田幼稚園の空調設備設置にかかる財源の一部として市債を計上しております。

最後に、議案書46ページをお願いいたします。債務負担行為であります。保育料徴収コールセンター業務委託（3）、保育料コンビニエンスストア収納代行事務委託（3）、及び、放課後児童クラブ運営業務委託（14）につきまして、それぞれ、期間及び限度額を定めるものであります。

以上が、こども未来部が所管いたします歳入・歳出に係る平成29年度当初予算となっており、議案第11号の説明とさせていただきますので、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

長澤教育長職務代理者： こども医療助成費についてですが、報道もされていますが、市民にとっては大変ありがたい制度だと思います。対象が18歳までということですが、18歳というと有職者や大学生も一部含まれますね。そのあたりも無償ですか。

山こども政策課長： 今回の対象者は18歳の年度末までということですので、高校3年生の年度末までとなります。ただ高校に通っていなくても18歳の年度末までなら対象になります。

長澤教育長職務代理者： 18歳の年度末までということは大学生の一部も含まれますか。

山こども政策課長： いいえ、大学生は入りません。

長澤教育長職務代理者： 18歳になった時の年度末ということですか。

山こども政策課長： そうです。学年の年度末です。所得制限も設けておりません。

長澤教育長職務代理者： 有職少年も対象としているということですね。

山こども政策課長： はい、対象としています。

[全委員異議なく、可決]

## 日程第10

### 諸報告

久木元教育長より、諸報告については報告をした後、質疑応答となる旨説明があった。

番号1 門真市教育委員会事務局職員の懲戒処分等の指針の改正について

説明者 西岡教育総務課長

懲戒処分の指針につきましては、懲戒処分が厳正に行われるよう、処分量定を決定するに当たっての参考にするための指針として、20年3月に策定し、標準例として、懲戒処分の対象となりうる代表的な事例とその標準的な処分量定を掲げております。

今般、人事院の「懲戒処分の指針について」の一部改正に伴い、本市も見直しを行うものであります。

諸報告資料1ページをご覧ください。

主な改正の内容につきましては、まず、標準例の一般服務関係の「⑫秘密の漏えい」のアの項目の「秘密を漏らし」とあったのを「秘密を故意に漏らし」に変更するとともに、イの項目に「アの場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした場合」及びウの項目に「具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合」を追加しております。

次に、公務外非行関係の「⑨麻薬覚せい剤等の所持又は使用について」を「⑨麻薬等の所持等」に変更し、「麻薬・覚せい剤等を所持し、又は使用した場合」を「麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした場合」に変更しております。

なお、本指針の施行日は、29年2月1日からとしております。



番号2 平成29年度当初教職員数の見通し等について  
説明者 高山学校教育課長

平成29年度当初の教職員数等の見通しにつきまして、現時点での状況について口頭にて御報告申し上げます。

まず、教職員数の算定基礎となる学級数についてですが、現時点において、小学校につきましては、通常学級が現在の185学級から7学級減の178学級となっております。支援学級については、今年度同様の53学級を見込んでおります。教職員数は加配等も含め13名の減を見込んでおります。

中学校につきましては、通常学級は現在の79学級から5学級減の74学級を見込んでおります。支援学級については、今年度から2学級増の29学級を見込んでおります。教職員数については、加配等も含め7名の減を見込んでおります。

続きまして、教職員の過欠員の状況についてですが、小学校におきましては、今年度の定数内講師の退職22名、定年退職7名、特別退職2名、普通退職4名による退職予定者が35名となっております。

なお、新規採用教員については9名の配置予定となっており、欠員補充講師については、現時点で20名の任用を予定しております。

中学校につきましては、定数内講師の退職26名、定年退職8名、特別退職1名、普通退職2名による退職予定者が37名となっております。

新規採用教員については5名の配置予定となっており、欠員補充講師については、現時点で18名の任用を予定しております。

なお、現時点では、教員の様々な加配等については未確定であり、児童生徒数についても、転入・転出等で毎日のように変動しており、今後の動きによって、学級数、教員数が変わってまいります。例えば、学校によっては1学級の児童生徒数が40名、41名というような、学級数確定が微妙な学年もありますので、引き続き調査を実施し、児童生徒数の精査に努め、3月中旬には学級数を確定し、人事異動事務を行う予定としております。講師の確保につきましても努めてまいりたいと考えております。

次回、3月の教育委員会におきましては、教職員人事もほぼ確定していると考えられますので、教職員人事異動の概要につきまして、資料を作成の上、再度報告させていただく予定でございます。

番号3 職員の処分について  
説明者 満永学校教育部長

概要でございますが、門真市立小学校の給食調理員が、27年12月中に、柏原市から門真市内に転入し、通勤手当の支給対象外となったにもかかわらず、通勤届の変更を怠り、28年1月から10月までの間、通勤手当129,000円を不正に受け取ったものであります。

法令を遵守すべき公務員として許される行為ではなく、市の信用を失墜させる行為でもあることから、門真市職員分限懲戒審査会での審議を経て、29年2月24日付けで「停職10日」の懲戒処分を行っております。

なお、通勤手当の差額については、全額返還済みであります。

今回の事件により、教育委員の皆様方をはじめ、市民の皆様方には、多大なるご迷惑とご心配をお掛けすることとなり、深くお詫びするとともに、再発防止に向け、改めて服務規律の確保について徹底を図り、信頼回復に全力を投じてまいります。

誠に申し訳ありませんでした。

—すべての報告が終了—

長澤教育長職務代理者： 番号3の職員の処分ですが、これは懲戒処分等の指針の標準例でいうとどれにあたるものですか。どれかに該当するから処分しているんですねよ。

西岡教育総務課長： 諸報告資料5ページの④勤務態度不良のイ及び9ページの⑨諸給与の違法支払・不適正受給に該当いたします。また、量定の決定につきましては、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め、総合的に判断しております。

長澤教育長職務代理者： はい、分かりました。

久木元教育長

閉会宣言 午後 2 時55分

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教 育 長 久木元 秀平

署名委員 高橋 元